

27-46

特 16
977

平田篤胤先生著

印度藏志

第壹輯

251
405

10/11

平田篤胤先生肖像



(所者小野村胤信氏)

平田篤胤

平田篤胤先生肖像

寄贈本

研窮藏經。雖僧家少矣。干茲大壑居士。數閱藏

典。搜索諸派之宗源。啓發單傳之禪本。遂撰述

印度藏志十五卷。挑日月之真燈。拂古今之

妄闇。實是未運之曇華也。蓋欲使諸宗之徒。歸

入少室直指之道。撰述藏志。豈非遠大之願力。

能所致乎。吾門其誰得不隨喜焉。仍準西天維

摩居士。唐士東坡居士等類。贈與居士之二字。

以代祝讚。自今愈無疲倦。普爲後世。教外之道



可弘通者也。

天保十一庚子年十一月吉祥日

永平寺禹隣叟

鎮德寺覺巖

贈與

東華大壑居士

印度藏志卷之一稿

大壑 平篤胤撰述

○印度國俗品上第一

此の品篇の本文は、總て玄奘比丘が西域記第二の卷ある説の印度藏を見
るに先づ早く知らずには有るまじき條々を撫ひ集めて、解き辨ふに便宜く、
別に次第を立て載せり

玄奘西域記云。天竺之稱異議糾紛。舊云身毒。或曰賢豆。今從正音。宜云
印度。印度之人。隨地稱國。殊方異俗。遙舉總名。語其所美。謂之印度。印度
者。唐云。月月有多名。斯其一稱。

此記は、もろこし唐の太宗が、貞觀三年と云ひける年の八月に、玄奘彼の國を發て、
印度國に至り、其國々を大抵は見巡り、貞觀十九年と云ける年の正月に唐土に歸
りて見聞たる事どもを記集めて、其の王に奉れる記なれば、古くは是より外に、正
しく委き物は有ること無し、但し此記、流布の本、及び鐵眼本ともに、互に誤字あり、今
は二本を校合して、此品の本文ともなし、また次々の注にも引つ、然れど尙何ぞや

所思ゆる事の無きにしも非ず、稀には他書に引たるを、校して引たる文も有り、其は己が見たる二本の外に、なほ宋板、高麗板あり、諸書に其本どもを引たるも多し、見む人々の異なるを不審かる事勿れ

此は阿毘曇心論の音義にも、天竺或言身毒或言賢豆皆訛也、正言印度、印度者曰月、月有千名、斯一稱也、一説云賢豆、本名因陀羅婆陀那、此云主處也、以天帝所護故、號之耳、とあり、大涅槃經俱舍論等の音義も此に同じ、悉曇藏明燈抄に、天竺亦云天毒、亦云身毒、亦云天豆、亦云印度、楚夏有異、相傳不同、或云印度者、是天帝之一名也、其地天帝常守護、故以爲名也、とも云へり

本文また此の音義に、印度とは云、月、とある説に依ときは、下文に、北廣南狹形如半月、とある國形に因りて號たるあり、

然るを本書に自説を註して、言諸群生輪廻不息、無明長夜、無有司晨、其猶白日既隱、宵燭斯繼、雖有星光之眼、豈如朗月之明、荷絲斯致、因而譬月、良以其土聖賢繼軌、導凡御物、如月照臨、由是義、故謂之印度、と云ひ音義にも、彼土聖賢相繼、開悟群生、照臨如月、因以名也、と云るは附會なり、若實にさる意ならむには、月を以て號けむよりは、日を以て號くべき物をや、光明日爲上、とは、阿舍經に佛祖も常に言るをや、佛者の

附會大抵かくの如し、惑ふへからず、

また音義の一説に本名、因陀羅婆陀那、此云主處、云々、とある説に依るときは、天帝釋の所護ある國なり、と云ふ義を以て負たる號と聞ゆれば、印度と云は、因陀羅婆陀那、此畧稱なり、

因陀羅は、帝釋の名にて、主とも帝とも譯せり、婆陀那は處の義と聞ゆ、帝釋のことは、第...品に註ふべし、

さて身毒賢豆ともに、印度の訛なりと言へば、共にエムドと唱へ、天竺はチエンドと唱ふべし、

身賢ともに、唐音はエン、天はチエン、なればなり、毒竺ともに、トの音あることは言ふも更なり、天竺をまた天篤天毒なども書等に見ゆ、但し音を正しく云ときは、如此なれど、チエンドと唱へむこと、耳遠ければ、常には言なれたる儘に、テンチノと唱へむに難なかるべく、今この西洋人は、印度を訛りて、應帝亞と云ふ、

但し此は、本文の有がまに、姑く解るなれど、なほ説あり、其は第四品、四大河の處に註ふを見べし、○隨地稱國、殊方異俗、とは、印度にては、一地一境ごとに、大小を論せず、某國と稱して、唐土にて、州郡縣を置く制とは、異なる由を云へるなり、○遙舉、總

名云々とは、五天竺内の國々いと多く、各々其名は異れども、其の總名を云ふときは印度といふを美號として稱する由なり、

但し是、また唐土にては、定まれる國號なく、世々の王ごもの起れる故國の名を弘めて、周より起れるは周と稱し、漢より起れるは漢と稱して、いと紛らはしきには似ざる事を、心に含みて、羨める文意ありげに聞ゆるは、己が意の思ひなしにや、見む人つらく思ふべし、

印度種姓族類群分。而婆羅門特爲清貴。從其雅稱。傳以成俗。無云經界之別。總謂婆羅門國焉。

印度國の種姓族類の群分せること、謂ゆる四姓を始め、佛籍ごものに散見して、今盡く計ふるに暇非ず、また然しも要なき事なれば惣て漏しつ、

但し四姓の事のみは、次品に委しく説き辨ふを見べし、
 借しか諸姓の多かる中に、婆羅門種を殊に清貴となす由緒は、此の種族は、始めて世間を成立せる、大梵王の子、梵天の苗胤にて、世々其稱を襲ひ來るに因り、

こは義淨三藏が寄歸内法傳に、五天之地、皆以婆羅門爲貴勝、凡有座席、並不與餘三姓同行、自外雜類、故宜遠矣、とある三姓は、刹利、毘舍、首陀の三姓にて、此の中に、刹利

は王種なるすら、同席同行せずと云へるを以ても、婆羅門を貴勝と爲こと知られたり、なほ次品に委く云ふを見よ、

また其の稱を雅として、總國の號にも負たる由は、婆羅門てふ語は、梵天の梵と同語なるが故なり、

かの内法傳にも、印度説之爲月、雖有斯理、未是通稱、五天之地、皆曰婆羅門國と云ひ、其餘の書等にも、多く婆羅門國と見えたり、

此等の事の起原を知らむと欲するには、まづ彼國太古の傳説、大梵王の事より、明し辨へすては、知がたし、然るは、まず、其古傳説の主旨を云は、大虛空上に、大梵天とも、梵自在天とも、大自在天とも、稱ふ無始無終の天界ありて、其の界に、大梵王とも、那羅延天とも、摩醯首羅天とも、稱する、大主宰の天神ありて、是また無始無終の神なるが、無より有を出して、此の世間を成立し、人種は、更に云はず、万物をも化生せる故に、世間衆生の祖神なりと語り傳へ來れり、

大梵王を仁王般若經には、大靜王とあり、靜は梵の譯語なること、下に註ふが如し、其は提婆論に、摩醯首羅論師説、梵王、那羅延、摩醯首羅、一體三分、所有一切、命、非命、者、皆從、自在、天生、從、自在、天、滅、自在、天、身、者、虛空、是、頭、日月、是、眼、地、是、身、河海、是、尿、山丘、是、燄、火

是熱風是命一切衆生是身肉蟲自在天常生一切物云云

提婆論を精しくは、提婆菩薩釋楞伽經中外道小乘涅槃論といふ一切經藏に收れり、提婆とは龍猛論師が弟子ありし、迦那提婆論師あり、さて此の文、今本は文義通じ難き事ども有れば、中論の疎に引たると、校合して引たり其心して見べし、○今舉たる傳へは、大梵自在天王の大地万物の本祖主宰たる、大徳を語り傳へたる古説の、遇に残れるにて西戎籍に盤古氏之左右、目爲、日月、毛髮爲、草木、頭手足爲、五岳、泣爲、江河、氣爲、風、聲爲、雷、云々、と謂へるに能く似たり、一偏に寓言とのみ勿見くたし、實には天地世界此の神の神靈に頼りて成れり、と云ふ傳あれば、かく傳へたるも意味ある説あり、俱舍論の光記に自在天、出過三界、有三身、一法身、遍充法界、二報身、居自在天、三化身、隨形六道種々教化、と云へる法身は即ち今引く文の趣きあり、

また摩陁羅論師説、自在天造作衆生、那羅延、言、我造一切物、我於一切衆生中最勝、我生一切世間、有命無命物、若人至心、以水草華果、供養我、我不失、彼人、彼人不失、我云々、また本生安茶論師説、本無日月星辰及地、唯有大水、時大安茶生、如鷄子、周匝金色、時熱破爲二段、一段在上、作天、一段在下、作地、彼二中間生梵天、名一切衆生、祖公作一切有命無命

物云々

此傳は西戎籍に世の初めを語りて、天地渾沌如雞子、盤古生、其中、方八千歲、天地開闢、清輕者上爲天、濁重者下爲地、盤古在其中、一日九變、神於天地、地極高、地極深、盤古極長、此天地人之始也、と云へるに、最よく似たり、

また女人賢屬論師説、摩陁首羅作八女人、一名阿提俄、二名提提、三名蘇羅婆、四名昆那多、五名迦昆羅、六名摩菟、七名伊羅、八名歌頭、阿提俄生諸天、提提生阿修羅、蘇羅婆生諸龍、昆那多生諸鳥、迦昆羅生四足、摩菟生人、伊羅生一切穀子、歌頭生一切蛇、蠍、蚊、蠅、蠅、蠅、百足等、云々、

中論の疏に、梵王生八天子、八天子生天地万物、是衆生之父也、と云へるに、同じ趣きの傳へあり、

増一阿含經に、梵天の語として、此處無爲之境、無始無終、無生無死、無老無病、亦無愁憂苦惱、云々、發智論に、如梵衆天説、大梵王得自在於世間、能造化、能出生、是我等父、と有るにて、古傳の趣きを知るべし、

きは經論疏どもに、外道の説として、大梵王者、能生万物之本、と云ひ、或は衆生常識、梵天以爲祖父、と多く見えて、今悉く計ふべくも非ず、次々にも引出るを見よ、能く

も本朝の古傳に符合せる傳ども有り、
 さて上に引く提婆論に、梵王、那羅延、摩醯首羅、一體三分と云へる、此の事は、華嚴經にも所見たるが、まづ大自在天と云は、譯語にて、一切經の音義に、摩醯首羅、此云、大自在天、と數所に見ゆ、諸天傳に、摩醯首羅、此翻、大自在天、或、翻、威靈帝、と言ひ、
 名義集に、大論を引て、摩醯首羅、正名、摩訶莫醯伊濕伐羅、此云、大自在、と見ゆ、案ふに、
 訶莫は、衍字か、さるは、摩醯は大と翻し、伊濕伐羅は、自在と翻する語あればあり、華嚴經音義には、摩醯首羅、正云、摩醯濕伐羅、摩醯、此云、大濕伐羅者、自在也、とも有るにて知るべし、

三論の玄義に、有云、大自在天能生万物、万物若滅、還歸本天、故云、自在、若暝、則四生皆苦、自在喜、則六道咸樂、云々と言へり、
 なほ此文の連次に、然天非物、因物非天、果善是邪心、所盡、といふ文有れど、其は佛者が例の神を知らざる僻論あり、

さて摩醯首羅大自在天王頂生天女法に、摩醯首羅天王、於大自在天上、云々とあり、
 また同法に、摩醯首羅大自在天神とも見ゆ、
 然れば、大梵天、大自在天は、同天界の二名なること著明あり、借こり、下に引く長阿含

經に、大梵天界の事を、梵自在天とは言へれ、

また他化自在天と稱ふも、同天あり、其の由は、第三品の末に委しく云べし、
 さて那羅延天とも稱ふ由は、俱舍論の音義に、那羅延天、那羅、此云、為人、延、那、此云、生本、即是大梵王也、外道謂、一切人皆從梵王生、故名、人生本也、と云ひ、

俱舍論頌疏に、那羅延、此云、人種神、と見ゆ、其の通隣記は、音義に同じ、但し此記音義共に、外道謂、と云へるは、婆羅門を始め、諸異道の輩は、しか言へども、佛法にては、梵王を、人生本といふ説は取らず、と云ふ意を含めたり、

俱舍論に、また大自在生主ともある、光記に、生主、即是梵王、能生一切世間、是世間、主といへり、此等と合せ考へて、大梵天王、大自在天神、那羅延天、皆これ同天神の、異稱なる義を辨ふべし、

那羅延天と云に就て、辨ふべき事あり、りは大涅槃經ある、那羅延は、其の音義に、那羅延、此云、力士、或、云、天中、或、云、人中、力士、或、云、金剛力士、或、云、堅固力士也、また六波羅密多經音義に、那羅延、梵語、欲界天名、此天多力、身綠金色、八臂、乘金翅鳥王、手持鬪輪及種々器仗、每與阿修羅對爭也、また大般若經音義に、那羅延、梵語、欲界中、天名也、一名毘紐天、欲求多力者、承事供養、若精誠祈禱、多獲神力也、など見ゆ、大部補註に、那羅延

多力天名也、ある那羅延は、謂ゆる密迹金剛力士神の事にて、上に論ふ那羅延天とは別なり、此は早く諸天傳にも、金剛密迹梵語、跋折羅、或云、跋闍羅、此云、金剛、又梵語、那羅延、此云、金剛手、由羅延翻手、或翻執、而略跋折二字、只云、那羅延也、由此力士手中執金剛寶杵、故從所執以立名、楞嚴中、本名烏芻瑟摩、此云、火頭、と云へるが如し、但し此の金剛手の事は、阿含經に、始めて其名見わたるが、實は、那羅延天の古傳より思ひ付て、佛祖が幻術を以て、仮に其形を現して、我を守護する容に、他を驚かせる物にて、實物あらず、彼の經々には、此を金剛手菩薩と稱し、彼の普賢菩薩といふは、即ち是あり、此の事は、あは第II品に、金剛力士を變現せる所に、委く辯へ註ふを見て知るべし、

あは、大梵王の異名を言はば、因明論に、商羯羅天、是、摩醯首羅天、於一世界中、有大勢力と有て、其疏に、商羯羅者、此云、骨鎖、却初、梵王下化人間、以苦行、形骨鎖相連、人慕其化、造像、供養、といひ、

大日經住心品の疏にも、商羯羅天、是、摩醯首羅天、別名といひ、其の冠註に、商羯羅、此云、骨鎖、天、却初、梵王化人間、苦行、像貌也、とも見たり、
優婆塞戒經、音義に、毘紐天、梵語、那羅延天、之別名也、

一字頂輪王經音義に、毘鈕天、鈕、或從糸、作紐、或云、毘瑟努天、古曰、毘留天、即持輪天也、とも云へり、

また瑜迦師地論、音義に、毘瑟茲天、舊云、毘搜紐、或云、毘紐、皆訛也、是伐茲天、別名也、舊言、婆藪天也、と見え、顯揚聖教論の音義も、是と同説にて、此天有大威德、乘金翅鳥、行、行時、有輪以爲前導、欲破即破、無有能當也、と云ひ、中論、疏に、偉紐天、手執輪、有大威勢、故云、万物從其生也、など言へり、

大日經疏に、韋紐天、自在天、別名とも、那羅延天、毘紐天、別名と云て、其の冠註に、弘決を引て、毘紐天、亦云、韋紐天、亦云、韋糅天、此翻遍勝、亦遍淨、俱舍云、是第三禪頂淨影云、胎藏、那羅延天、眞言云、毘瑟努、是與毘瑟紐同也、毘紐天、有衆多、別名、即是那羅延天、別名也、毘、是空、義、瑟紐、是進、義也、乘空而進、所謂、此天乘迦婁羅鳥而行、空中也、と云へり、大涅槃經、音義にも、毘紐天、亦作韋紐天、此云、遍同、亦云、遍勝天、ともあり、なほ異譯あり、れど、煩ければ、漏しつ、

また十二天餞軌に、伊邪那天、舊云、摩醯首羅、唐云、大自在天也、といひ、
また火畔軌別錄に、東北方、大自在天王、明、陀伊舍曇、曳娑隣訶とあり、提婆論に、伊餘那論師說、伊餘那尊者、形相不可見、遍一切處、以無形相而能生諸有、命無命、一切万物、

云々に見たり、此は古傳を甚く説き曲たる、後の論師らが私説と聞たり、
 瑜迦師地論の音義に、世主天、此梵天之異名なりとも、魯達羅天、此云暴惡、自在天之別
 名也ともあり、

大毘盧舍那經に、黒天とある其疏に、梵音魯捺羅俱舍頌疏、光記に、魯達羅此云暴惡、
 大自在天、總有千名、今現行世、唯有六十魯達羅、即一名也とあり、暴惡の義をもて名
 けたるは、謂ゆる塗炭外道のわざなり、其由は、次の卷外道の所に論ふを見べし、
 大梵自在天王の異號、かくの如く多く、今擧るところ、凡そ十二名なり、

なほ異稱多かるを、其は思ふ旨有れば、次に論ふを見べし、
 此は人間を化せる威靈の卓越たる神なる故に、其功德の様々に依て、人間より稱
 號を負たるにて、元より此神の、しか種々に名告れるには非ずと知るべし、此に類た
 ること、皇朝の神典にも多かり、

りは功積の高く徳業の勝れたる神等に、殊に異名は多かるを、別神とせるも多
 有りて、古史徴に、具に論へるを見て、印度籍をも准へ想ふべし、然るを諸の經論に
 右に擧る名々ものの中に、二三を並べて、別神の如く説作れる説等の多かるは、名の
 異れるを、別神と思ひ混へてあり、其は彼の經に、別神とせるが、此の經には同神と

し、彼の論に同神とせるを、此論に別神と爲て、其の説の定らざるにて辨ふべし、其
 の一を云は、十二天軌に、伊邪那天、摩醯首羅大自在天を、一神とせるは正しけれ
 ど、大梵王を別神と爲て、其饒軌をさへに別に擧たる類なり、然れば大自在天王を
 大梵天王とは別ある神として、或は居色究竟天と云ひ、或は十地の菩薩にて云々、
 など云る説ども總て取に足らず、彼安然が悉曇藏に、入大乘論などを引て、摩醯首
 羅有、三種云々と云る説の類は、愚を極めたる説にて、其斷の才あきは更なり、諸經
 論ども悉く、佛滅後數百千年の間に、異部各々その傳聞せる事、また各々の臆見を
 もて、記せる物なる故に、其説の異同ある事を知らず、佛經と云へば、佛祖が説との
 み心得て、一向に、護法の念の進める故に、此と彼と符ざる事をも、強ひて合せて、さ
 る愚説どもの多かるありけり、

さて婆藪天と云、名に就ての事實は、俱舍論の頌疏法盈註に、却初之時、自在天二十四
 返、人間行化、第二十四返、現三目八臂、身遇足目仙人、語曰、如我面上有三目、即堪與我論
 義、仙人舉足報曰、如我足下有目、即與論義、天知墮負、却歸本天、更不復來、人間

足目仙人とは、優樓佉仙が事なるべし、亦名を、眼足とも云へればあり、此は下に云
 を見よ、知墮負とは、仙に負たる由か、仙が自負に墮して、高賁なるを知りたる由か

詳ならず、

時、人仰慕天徳爲之立祠、鑄黄金爲身、頗梨爲眼、座高二丈、號此天像爲婆藪盤豆、謂與世人爲親愛、故云世親とあり、

沙門風譚が、俱舍頌疏冠註に、立拜、譯婆藪此云世盤豆、此云親、其像多爲世人親近供養、西方人呼爲世親天と有り、彼世親論師と云しは、此天廟に祈りて設たる故に世親と云へる由見たり、西域記、健駄羅國の所に、自古作論師有、那羅延天、世親本生處也、とあるは是あるべし、今本此文に誤脱あり、今は俱舍頌疏冠註に引る文を以て正し、此に用あき文を畧きて引たり、また大涅槃經音義に、婆藪天、古音此名實、亦名物也とも見ゆ、

さて此文に、第二十四返現、三目八臂、身と有れば、三目八臂は、一時足目仙が高眞心を試みむ爲に、假に現せるにて、本形に非ず、然れば、補行記また名義集あどに、大論を引て、大自在天、八臂三眼騎、白牛執、白拂、有大威力能傾覆世界、舉世以尊之、あど有るは、此の時權に現したる形を、時の人寫し傳へたるにぞ有りける、

されば、大自在天王頂生天女法に、天王、三面六臂、顏貌奇特端正可畏と云ひ、金七十論に、自在天、二頭三手あど有るは、共に三目八臂の誤あり、大涅槃經に、八臂天とあ

る音義に、此云、那羅延天とも見わたり、○此像貌に就ても、辨べき事あり、りは諸傳に、經中別有摩醯首羅、乃藥叉神、非此天王、孔雀經云、摩醯首羅又止、羅多國住是也、光明經、鬼神品先云、大自在天、次云、大鬼王摩醯首羅、即藥叉者、由二神皆有、三目相濫、今古画像作兩種、一作菩薩相、三目八臂、一作藥叉形、赤髮髮起、三目八臂、今既曰大自在及威靈帝、非藥叉矣と云へるは、然る説なり、なほ本書を披き見べし、然れど文甚拙くて、通え難き説も少あからず、

さて上に擧げたる、大梵王の異名の説々に依りて、熟々其の事實を考ふるに、梵は下に註ふ如く、淨とも靜とも譯し、仁王經に、梵王を大靜王とも有りて、大梵王と云ふ名にての事實は、いと溫柔に聞ゆるを、自在天王と云を始め、其異名にての事實は、悉く強猛なる趣に聞ゆるを思ふに、印度籍に、其の説は無れど、我が神典の傳説を、姑く借て説むに、大梵王とは、其本體の名にて、和魂をかね、大自在天王と云ふを始め、種々の名ともは、其和魂を動用し、種々に碎心して、人間を化育せる功德に因りて負たる、荒魂の名とも聞えたり、

神典なる和魂荒魂の事は、古史傳に説たれば、今更に委曲くは云ず、印度籍はすべて、神魂の事を説こと精密にて、一体分身あど云ふ説も聞わて、中には論ひ得たり

と見ゆる説も多かれど、和魂荒魂幸魂奇魂などの事は、つやと得知らずぞ有りける、此れ等の事ども、我が神典を除ては、世に其玄妙微旨を知るべき籍は有ることなし、

俗また梵王といひ、梵天と云に差別ある事なるを、大抵の籍等に、此を混じて、梵王と云べきを、梵天と書し、梵天と云べき所に、梵王と載せるも多かるは、鹿漏と云べし、上に引きたる籍等にも此の過ち多かり、熟々見辨ふべし、

故此に其の差別を標示せば、長阿含堅固經に、一比丘が、此の身の四大地水火風何由永滅と云ふことを知むとて、天道に趣けりと云へる妄説中に、彼比丘詣、梵天上、徧問、梵天、梵天報言、我等不知、今在大梵天王、無能勝者、統千世界、富貴尊豪、最得自在、能造化物、是衆生、父母、彼能知、彼比丘問、彼梵天王、今在何處、諸梵天言、不知所在、爾時梵王忽然出現、云々とあり、

此の全文は、なほ第三品の末に引て、論ふ見べし、此の比丘が名を、増查阿含經には、馬勝比丘とあり、

此は目易きを一事擧たれど、阿含は大抵、この差別を書著せり、是を以て、梵王と、梵天と混ふましき事を辨ふべし、

凡て阿含經は、諸佛教の最先に記せる物ある故に、おのつから、故實の證とある文句の多かり、其説法の妄説も、妄説ながらに、後にあれる經論どもの、佛意に背へる事を糺し辨ふべき事いと多し、熟見て熟々辨ふべし、

さて梵王は、天地世界および、人種の大元祖神にて、梵天と云は其の子あるか、許多ある故に、梵補梵衆など云ひて、彼の梵天界に住し、地界にも降りて、人間を教化せる由あり、其は金七十論に、皮陀傳説昔時梵王生有四子、一名娑那訶、二名娑難陀、三名娑那多那、四名娑難鳩摩羅、此の四子十六歳時、四有自然成、謂法、智、離欲、自在也と云ひ、皮陀を吠陀とも、園陀とも云ひて、印度大古の傳を記せる藉なり、此の事は、次節に委く註ふを見べし、

中論疏に、梵王生八天子、八天子生天地萬物、是衆生之父也、また提婆論に、從那羅延天、臍中生、大蓮華、從蓮華生、梵天祖公、從梵天口中生、婆羅門、云々など有るを會せ見て知べし、

那羅延天とは、梵王の異名なること、上に云が如し、臍より蓮華を生すと云ふこと、其の物いかに蓮華に似たらむも、眞の道に非ざれば、打任せて、蓮華とは云ふまじきを、如此云へるは拙文あり、此の事中論の疏にも見えたり、印度にて、蓮華を殊に

もて嘆すことの本は、是よりや起りつらむ。

さて婆羅門種とは、梵口より生じたる種姓の由にて、梵種と云ふに同し、其は西域記に、東印度境、迦摩縵波國、周、万餘里、氣序和暢、風俗淳質、語言少異、中印度、性甚獷暴、志存強學、宗事天神、不信佛法、故自佛興、以迄于今、尙未建立、伽藍、招集僧侶、其有淨信之徒、但竊念而已、天祠數百、異道數萬、今王、本那羅延天、所胤、婆羅門之種也、字、婆塞羯羅、唐言、胃、號、拘摩羅、唐言、童子、自據、塙主、突葉君、臨逮於今、王、歷、十世、矣、國王、好學、衆庶從化、遠方、高才、慕、義、客遊、雖、不信佛法、然、敬、高學沙門、云々とある、那羅延天は、即、梵王、あれば、其の所胤と云ひて、婆羅門の之種也と云へるは、上に引く提婆論の説とよく符ひて、婆羅門種とは、梵種と云に同きこと、著明あり、故、ほ、梵と婆羅門と同語なる由を辨へず、長阿含四姓經に、婆羅門種らが常語を擧たるに、我婆羅門種、最爲第一、餘者卑劣、我種、清白、餘者、黑冥、我婆羅門種、出自梵天、從、梵口、生と云よし見ゆ。

此説を破れる佛説に、四姓種共に、善行の者あり、惡行の者あり、惡行の者ども、餘の三姓種に在て、婆羅門種のみ、惡行の者あり、婆羅門種、我最爲第一、餘者卑劣と云ことを得べし、また婆羅門種の嫁娶產生を今見るに、世人と異をし、而るに我種は、梵口より生すと云は詐なりと、言痛く論へれど、皆僻論なり、其は護法家の爲にいさ

へか言ひ、此方の姓種にも、皇胤と蕃種とあるを、皇裔の元は、伊邪那岐神の御目より、生給へるが始あり、而るにかく蕃息しては、皇裔蕃種ともに、不善行の者あり、また產生も異なきを以て、皇裔なりと云を、詐として可あらむや、熟々此の理を思ふべし。

また中阿含梵志品に、衆多、梵志曰、梵志種、勝、餘者、不如、梵志種、白、餘者、黑、梵志、得清淨、非梵志、不得清淨、梵志、梵天子、從、彼、口、生、梵、梵、所化とあり、

此梵志説を破ると、佛祖の論へる説ども、最をかしき中にも、草馬と父驢と、合會して生するをば、何と名けむと譬へて云る説などは、實に抱腹に堪たる強説なれど、煩ければ記さず、凡て佛祖の、婆羅門種の、梵裔ある事を言破れるには、深き旨ある事なり、其由は、||に註ふる見よ、

此と同じ事を、雜阿含經には、婆羅門自言、我、第一、他人卑劣、我、白、餘人、黑、婆羅門、是、婆羅門子、從、口、生、婆羅門、所化、是、婆羅門、所有と見わたり、

此の語は、弟子所説、誦第六品、摩偷羅王が佛、弟子、迦旃延に問へる語中に見わたる語あるが、迦旃延が答に、此は世間の言説耳、云々と云へるは、既に師の經説に、化せられたる後の説あれば、論ふに足らず、大論にも、婆羅門、從、梵天、口、邊、生、故、於四姓、中

第一と云るを云、其の餘にも此の意はへの語ども計ふるに暇あらず、長阿含雜阿含に、婆羅門とあるを、中阿含に、梵志といひ、長中二阿含に、梵天子とあるを、雜阿含に、婆羅門の子と云へり、是を以て梵と婆羅門と、同語あること著く、殊には、金光明取勝王經、音義に、婆羅門、梵語訛也、或曰、婆羅賀摩、亦訛也、正音云、沒囉憾摩、唐云、淨行、即初禪梵天名也、彼國人民四類、差別、婆羅門其一也、自相傳云、我從梵天、口生、獨取梵名、以爲其稱、云々と言ひ、

また雜阿毘曇心論、音義には、婆羅門訛略也、應云、婆羅賀摩、義云、承習大法者、經中梵志亦此の名也、正云、靜胤、言是梵天之苗胤也、とも云へり、

華嚴經、音義に、梵、謂、梵摩、具云、跋濫摩、此云、清淨、葛洪字苑曰、梵、淨也、また法華經、音義に、梵天、梵摩、此云、寂靜、葛洪字苑、訓、梵、爲、潔也、また不思議境界經、音義に、婆羅訶摩、梵語、即梵天名也、ちと有れば、婆羅訶摩、跋濫摩、沒囉憾摩、婆羅門など、唯少かの轉訛あるが、梵摩と切まり、其を亦畧して、梵と言ふこと著明あり、

これ本朝の古語の轉て、延縮する趣によくも似たり、此は印度語のみならず、誰れの國も、訓語は惣てかくそありける、是らを合せ考へて、婆羅門とは、もと梵天をいふ稱あるを、婆羅門種は、その苗裔ある

故に、世々其稱を襲ひ來れること知べし、

大般若經、音義に、婆羅門、即、梵天名也、此類、人自云、我本、始祖、從、梵天、口生、故、取、梵、名、爲、姓、と有るをも思ふべし、但し今引く文等に、婆羅門自云、此類、人自云、ちと云へるは、趣音ある言あり、其由は次品に論ふを見るべし、

さて私志記に、婆羅門、亦云、梵志、此云、淨行、亦云、淨志、亦云、靜者、亦云、靜胤、即、修、淨行、之、種、姓也、とある淨行淨志靜者は、其の行を以て云ひ、靜胤とは、種姓より言ひ、梵志とは、梵は西語を、其の儘に用ひて、梵行に志、さす者の義にて、淨志と云ふに同じ、然れば、淨また靜は、梵といひ、婆羅門と云ふに當たるにて、行志者、ちと有るは、義を以て添たる語あり、上に引く音義に、義を以て云、承習大法者、と有るをも思ひ合すべし、然れば諸書に、梵を淨、靜、潔、高淨、清淨、寂靜、ちと譯せるは、皆よく當れど、此の外に、言痛く理をもて譯せるは、皆當らずと知べし、

さて其の淨行を修すとは、何ある事をか云ふと考ふるに、即、その高祖梵天の傳へたる、天乘靜淨の道を修する由あり、其の趣は、大般若經、音義に、婆羅門、梵語、即、梵天の名也、唐云、淨行、或云、梵行、此類の人自云、我本、始祖、從、梵天、口生、便取、梵名、爲、姓、世々相傳、學、四圍陀經論、皆博識多才、明、閑、衆論、多、爲、王者、師傅、高道不仕、或、求、仙、養、壽、時、有、證、五通、仙

者也と云ひ、

五通とは云々、

金光明寂勝王經音義に、世業相傳習、四圍陀論、皆博學多智、守志貞白、文儒雅操、高道不仕、其中聰俊穎達者、多爲王者、師受封邑、而自居最爲上等也、と有にて知べし、

また六波羅密多經音義にも、婆羅門唐云、淨行、精持、潔志、學四圍陀、博識多聞、爲王者、師傳、高道不仕、彼國人民、多認此族爲祖也、と云へり、四圍陀論の事、また此を梵天の傳授せる由緒などの事は、第Ⅱ品の註に、委しく説き辨ふるを見て知べし、

かく先祖の正しく貴く、その相傳せる世業の高勝あるが故に、國中の人舉りて、此を尊奉しつゝ、遂に總國の號にさへ負する事とは、成來しなり、然るを佛祖世に出て、其新ばり道を弘むるに就ては、思ふ旨ありて、此種姓および其の淨行をさへに、甚く器り卑めたる説等起れり、其義は、下の品々に、次々論ふを見て辨ふべし、

五印度之境、周九萬餘里。三垂大海。北背雪山。北廣南狹。形如半月。晝野區分。七千餘國。時特暑熱。地多泉濕。北乃山阜隱軫。丘陵瀉瀟。東則川野沃潤。疇壠膏腴。南方草木榮茂。西方土地礪礪。斯大概也。

五印度とは、彼惣國を、東西南北中と、五に別て稱する故に言へり、周九萬餘里とは、唐土の六町一里の里法を以て云るなれど、其當る度量と、西洋圖および彼の國の地誌どもを以て考ふるに、古へに五天竺と稱へりしが、中の南天竺のみ、今も印度といひ、其餘の四竺は、我が應永の頃より次々に、莫臥兒國といふ國に、大略併されたるが、其の周廻は、本朝の里法にて、六百里四方と云へり、然れば、其に南天竺を加へたらむには、大凡七百里四方ばかり有べし、

但し本朝の里法、三十六町一里なり、唐土の四千二百里に當る、然れども國の端々の屈曲を入れて、巨細に量りしひて云は、九万里とも、十万里とも云ふべきあり、其は寄歸内法傳に、五天之地、界分綿邈、大略而言、東西南北各四百餘驛、除其邊裔、雖非盡能目擊、故可詳而聞知、と有をも思合すべし、此は一驛を、本朝里法の三里と計り、東西南北各々千六百里許なれど、其は行道の屈曲をこめて云にこそ有れ、直徑に量りては、邊裔を收たらむも、千里には過ぎ、周廻三千里ばかりに過ぎざるをや、

此を唐土の里法に積りて、一万八千里あり、然るを玄奘が、周九万里と云へるは、大に過たるに非ずや、然るを佛國曆象編に、強て本文の説を張むと欲して、云へる説

に彼の地球所圍廣袤俱不過三十度約之鳥道則東西爲七千五百里南北亦爾按地理志支那之廣約鳥道經緯竝三千支那尙爾况五印度則在崑崙之南閻浮中心而沃野万里天府之地也西域記曰九萬餘里南海傳所言粗亦同查此二師躬自歷覽所記豈叙記虛誕以自欺欺人耶と云へり護法心を憐むべし

総じて佛國の事は往昔より唯に荒唐無據の妄誕のみ多き故に和漢古今その明説は無りしを近ごろ尾張國人に朝夷厚生といふ人あり佛國考證といふ書を著はして言るは佛國は佛書に據りて知べからず其は総て輿地の事は圖に非ざれば辨へ難く實測もまた得がたし然るに佛書に天竺を説くは廣大を云こと實に過る故に其説に據りて圖は製べからず然るは成光子云中天竺東至震旦五萬八千里南至金地國西至阿拘遮國北至小香山曆阿耨達亦各五萬八千里云々と云へり

金地國詳ならず意ふに寓言あるべし阿拘遮國とは百兒西亞を云か○今云この成光子云は翻譯名義集に見えたる説あり

四方謂ゆる五萬八千里の諸國みな地理に合すこは佛説に金剛座普賢却初成與大地俱起據三千世界之中と云るを以て四方各々五萬八千里を杜撰して佛國の四方諸國相去の里數を密合せし物にて古へ支那にて西域の地理を知らざりし故に梵

僧ども此れ等の説を作爲して支那に對して自誇せる語あり

また楞嚴經に大國二千三百とあるに仁王經には十六の大國と云ふ如き不同あること甚だ多しまた同經に十萬の小國と云るが近世莫臥兒一統の後に四印度を合せて小王國三十五とす然れば仁王經に十萬の小國と云へるは一聚樂の小邑を呼て國と稱するにや

また佛書に多く金剛座を世界の中とするに竺法蘭が漢の明帝に説るには迦毘羅衛國は大千世界の中ありと云へり謂ゆる金剛座は摩揭陀國にあり迦毘羅衛國と兩國相去ること五十由旬支那の二千里なり寓言ある故に其の言の不定かくの如しまた阿耨達池の四面に牛馬獅象等の頭面ありて其の口より恒河等の四大河を吐出すと云ひ其の河各々此池の周圍を繞ること一而すと云に至りて其の説の奇怪極まると云ふべし

西域記云大地菩薩以願力故化爲龍王於中潛宅出清冷水給瞻部洲是以池東面銀牛口流出瓊伽河繞池一而入東海云々とあり○篤胤云こは玄奘が始めて言出たる説ならず早く佛説に出たり其わ長阿含經閻浮提洲品にいと委しく見わたり然れど元より妄説にて論ふにも足らねば此には引き出すあむ

近比此の地方は、清國の版圖に入りて、甚詳かに知られたる故に、千歲傳へ來れる説、今日に至りて、一笑話と成しあり、衛藏圖識等に記する所は、此の池の近傍に、四山在りて、山形の象馬等に似たるにて、何等の怪談もなきあり、

按ずるに、此の地方の實録は、西藏志、西藏記、衛藏圖識、西域紀事、準噶爾方畧などの書、近世甚だ多し、圖識は西征の役に成れる書にて、清國の官板あり、

また或説に、崑崙山を阿耨達山に混同したれど、阿耨達は、西藏の阿里東北の界にて、著名今は岡底斯と云ふ、圖識等に説く所は、岡底斯の山、周回一百四十里、獅象等の四山と共に、五山相連ある所の綿亘八百余里と云へり、

西域記に、池の周り八百里とあるに符合せり、

崑崙山は、長安を去ること、僅に五千里にて、天竺とは絶遠の境ある故に、崑崙は漢語にて、山名の梵語は無きをや、

また唐の列元鼎が吐蕃に使用して、崑崙山を経見せしが、三山中高而四下、河源流其間と云ひて、然しも高山ある事を云はず、予が崑崙考に悉く記す、

佛書に、印度地方を説くこと、大底此の類あり、萬國地理、經緯の度數を究めて、輿圖に據りて、其の方位を辯すべし、右擧る如き、實測と異なる、廣大の説に依りて推歩すべか

らねば、佛書に據ては、佛國知れざるあり、

詮する所、須彌樓山、蓮華藏海、九山八海などの圖は、地理實測の外なれば、別に其説を傳ふべきを、其の圖中に、冬夏至線、および極星の高度を盛り、五大洲萬國の地名を、相混雜して、同圖と爲べからず、

古本佛書に、輿圖を傳へざるも、其實測を圖しては、彼の説の廣大なるに合ざる故なるべし、歴代博覽の佛者あれども、五竺の眞圖、傳はらざるを以て證すべし、且また世界名體志、および掌果圖などの如き、皆印度の西、波斯の地方を、平陸の盡る處とし、其の西をすべて大海とす、僅に印度の少し、西海陸の事をさへに、知ざること斯の如し、また西域記にも、波斯地方に至りて、西海を稱すること、他の諸書に同じ、

篤胤云、世界名體志と云は、佛祖統紀に見わたり、掌果圖と云は、我が寶永年間に、浪華子と云ふ人の作れるなり、

佛書に依て、佛國知べくは、佛家の博覽にして、名體志掌果圖のごとき圖は、製せざるべし、古來天竺の眞圖、支那へ傳はらざる故に、彼の徒西域記等の説に依り、桶帯摸索して、製圖するの外なし、

然れども、佛者にして、佛國の圖を著はせるは、支那にて名體志、わが國にては、浪華

子が掌果圖のみなり、

偕また支那籍にても、佛國知べからず、然るは明より前西洋の輿圖無しし時は、西域の眞圖傳はらず、情の裴短が西域圖記を著すと云ふも、今の同部に過ず、うは情書の裴短傳に、自敦煌至于西海、凡爲三道、北道從伊吾至拂林、中道從高昌至波斯、南道從干闥至北婆羅門、各達于西海とあり、此の謂ゆる西城三道皆西海に達すと云ふこと、支那にて西域の地理を知らざる證なり、其は此地方の西に、眞海無ければ、右の三道の西、みち西海と云べからず、此の地方の西には、南方に百兒西亞江あり、北方に北高海あり、其の中間は、地中海まで陸地あり、

すべて百兒西亞江、西紅海、地中海、北高海、黒海などの、水陸の差別を知る人、明以前には、支那に無りし故に、儒佛の書ごもに、其の説なきあり、

波斯大秦の地方より以西、極南より極北に至りて、大海にすること、歐羅巴極西の如し、是を西海と稱せしあり、

波斯大秦とは、今の百兒西亞、如德亞の地あり、

是の故に、また此の處を、世界西の地端として、文獻通考に、大秦國、西有弱水流沙、近西王母所居、處幾日所入と云り、支那古來傳ふる西海の説、かくの如し、

宋の儒臣程大昌が、禹貢を講せし時、帝北朝を問ふに、即答あらざりしを深く恥て、夫より十七年史籍を究めて、北邊備對を著せり、其の書また、西海の説有れども、北高海等の水陸の確説もあし、且つ大秦と波斯を、異稱同國として、後漢、班超、嘗遣甘英、輩親至其地也、至西海、之西又有大秦者、即波斯也と云へり、程氏十七年博覽を究はむと云へども、支那に其書なき故に、知べき由無りしあり、西域聞見録に、伊吾以西、不常見於簡冊、列史所載多齟齬、とこれ明以前に、西域の地理を、支那にて知らざりし事を、證するに、足れり、

支那人の、梵國を遊歴せし者、僧にては玄奘、官吏にては王元策、古今此の二子に如者なし、二子の西遊、共に唐の國初あり、五竺たよび、佛國を記すもの、西域記より詳かあるは、無れども、求法を専務として、地理に意を用ひざる故に、圖を載さず、宋の時に、五天竺の人皆來りしかば、其地理を問ひ考へたる事を、佛祖統記に、五竺の國名、校以西域記、唯師子國、可見餘不可考とあり、纔に唐宋の間にして、此の如し、

これ古今地名を異にする故に、輿圖をくして、西域記に依りて考ふべからざる證あり、

葱嶺以東は、今多く支那の版圖に入り、國によりては、圖説も諸書に見たれども、葱嶺

以西は尙詳ならず、其は西域開見録に温都斯坦を説ことの、鹿漏あるにて察すべし、中にも其の誤もとも甚だしきは、諸書に錫蘭嶋を涅槃の地とし、占城地方を舍衛乞食の遺跡とせる、如き其の他、前に擧る類の、明清諸家の誤説に由りて、其の實を得べき由ありし、

また蘭説に、莫臥兒三十餘部の諸國を説こと、應帝亞を説る如く詳悉あらば、拂國は、委細に知らるゝ事あれども、其の諸部は、歐羅巴人の詳に知ざる所なる故に、地圖また地志にも詳説なし、然れども其梗概は、其の圖に依りてこれを得たり、昔の求法僧時代には、支那印度の往來絶す、其頃の地名は、多く支那へ傳はりしが、今の地名、また輿圖を知るには、西洋の圖に採より外なし、

恨らくは、古今地名異なるに、西客古名を知らず、圖中に古名を記せざる故に、佛國推歩し難し、且つ前にも云へる佛跡を誤りて、錫蘭島とする如きも、莫臥兒部中の事を西客よく知らざる證あり、其の部中を徘徊自由あらば、祇蘭靈山等の佛跡を見聞せざる事は、有るまじければ、花蓮的印が錫蘭嶋の古人より、聞傳へし誤説を、蘭書に確證として、記載する事有まじきあり、但し彼の諸部の中にては、亞瓦刺の都城、および辨瓦刺、坎巴牙の二國は、頗る詳あるのみにて、其の他の三十餘部は、諸書

に載する處、たゞ其の地名を知るに足れり、さて其莫臥兒部中は、日本里法の六百里四方といふ、此の境域は、東西二十度強あり、南北も、凡そ二十度に及ふべし、是れぞ古の東中西北四印度の境域なる、西域記に載する所すべて、此の境域あるに、其の説の廣漠たること、觀つべし、

然るに西客も、此の地方は、其の委細を知らざる故に、蘭書に記さず、支那の書も、其に唯應帝亞中、および南海諸嶋をのみ委しく説て、莫臥兒部中は、精しく書に載ざるなり、○篤胤云、門人佐藤信淵は、西洋の輿地等に精ければ、此論を示せたるに、言けらくは、莫臥兒國の始祖を答墨兒藍といふ、韃靼部中、北高海の東境ある、沙加待國の、撒馬兒罕と云地より出たる者にて、其始は、群盜なりしが、漸々に、印度諸部を蠶食し、北印度より、中印度を併せ、我が應永三年に、帝號を稱し、其後に、また西印度を併せ、遂に三天竺に主とありて、亞瓦刺に都せるが、後に南印度の北方をも附屬とせり、東印度と云は、辨瓦刺河の東にて、亞華亞刺敢、および暹羅等を云ふと云へり、然れば、朝夷氏の説、いまだ盡せりとは、云難けれど、大旨は、遠ふことありし、

印度志に、莫臥兒の諸國三十五部の内にて、歐羅巴人の能く知る所は、辨瓦刺、坎巴牙ありと云へば、其餘の諸部は、詳あらざること、知べし、

辨瓦刺、坎巴牙の二部は、莫臥兒諸部の極南にして、亞瓦刺都城へは、遙に遠く、應帝亞へは近くして、歐羅巴人住所の摸寄なる故に、此地方は、西客往來して、通商すること、自由を得るに依て、詳に記すことを得れど、其の餘の諸部は、知ざる成べし。また亞瓦刺は、王城なれば、土人の説を聞傳へても、其梗概を得たるべけれど、麻辣穢爾、および殺羅滿埤兒などの地方の、詳説に比するに、十分の一にも及ばざるあり。然れども百歳の後、いつか佛國の確説委細を傳へむ者は、かゝらず。蘭説に在むか。また我國にて、長崎へ、年々西客來舶する如く、莫臥兒國よりも來りあば、佛國知べけれど、古印度の地を、莫臥兒國より、一統せる後は、支那へも通信せず。

明志に、其の土、去中國、絶遠、朝貢、竟不至、と云へり。莫臥兒の始祖、答墨兒蘭は、初め勞爾に都すとあるは、其の地、北京と絶遠あるを云ふ。

殊に我が國は、古來天竺と通舶せず、元和年間に、暹羅國と通信せし事は、采覽異言等の書にも粗記せり。また寛永年間に、角倉紅屋あといふ商家の、天竺へ通商せしと云も、暹羅なり。また世に、宗心渡天と云る、其の紀行を、閱するに、暹羅へ渡りしあり。

宗心とは、謂ゆる天竺德兵衛が事あり。其説に、暹羅を摩伽陀國とし、且つ、靈鷲山も、其國に在とす。故に、其の人、中天竺へ渡り

しと思ひて、記録せし故に、其の言ふこと、始終尋もあき事どもなり。流沙、恒河、暹羅、摩伽陀を、皆一國中同所とせり。是は土人、昔より云ひ傳へたる説なるべし。

支那浙江寧波府の海島に、日本僧慧鏗が、觀音を安置せしを、補陀落山と云へる類なり。

采覽異言にも、宗心紀行を引證して、暹羅の寺を、須達長者が居趾とせり。我が國にて、佛國の實説を知らざること、觀つべし。諸國に佛の遺跡を擬造する故に、靈鷲山も、數多諸國に在るあり。獨錫蘭嶋にのみ、佛跡を寫せるに非ず。

また或説に、彼の暹羅國へ渡海する頃に、長崎人甚兵衛と云ふもの、佛跡を尋ねむとて、祇園精舎に至る、其處の路程四日、旣壁ありしと云ふ。然るに、西域記慈恩傳などに、祇林を委記せしが、其事あきは不審し。また暹羅より行くあらば、直に摩伽陀國に到るべきに、夫よりまた西北の方、日本里法の、二百五十里ばかり遠き、祇園へ到りしは、また不審し。舍衛國は、古へも豊般富の地あるが、西の方は既に亞瓦羅城を去ること、甚だ遠きに非ず。この地方中國あり、然るに、異域の人の俳偈を許せしこと、不審し。是に由て見れば、是もまた實の、給孤獨園に非ざると知べし。其の人暹羅を出てより、祇園に到れる往返の路程、見聞する所の紀行を、遺さざること惜む

べし、

さて西洋人は、典故に味くて、古名を稽へず、佛説家は、地理に疎くて、今名を知らず、共に莫臥兒を古への佛國ありと辨へず、

また儒者の佛書を詳にせずして、一に史籍に據る類は論ふに足らず、

求法僧の紀行は、其の人佛國を履て、見聞せる所の實録なれども、其圖を載せず、西洋人の輿圖は、其の徒印度に居住して、製造せる所の真圖あれども、古名を記さず、一は實録にして圖なく、一は真圖にして古名あり、爰に予其の人に非れども、輿地の癖ありて、傍觀するに堪へず、其の二つを相照して併考せば、推歩すべしと思惟して、西圖の印度を載るもの、數圖を閲し、其の地方の梗概を得て、西域記等の里數を以て、安日河に順ひて推歩す、其は佛跡みち、此大河の、前後左右に在るを以てあり、故に恒水の河形と、幸ひに、一二古名の今存せる者と、極星の高度とに依て、五竺の地理を研究し、かたはら、釋迦の遺跡を搜索し、遂に佛國の方位を推究して、其實測を得たり、

彼の紀行、西圖の二つは、古今の異ありと云へども、實録を以て真圖に相照して推歩するを以て、山河海陸、里數遠近、古今變り無れば、皆符合せざるものあり、其符合する所、すまはち實測を得たる證なり、

然して後に、諸書に就て校閱するに、和漢の載籍、佛書闡説、その説くところ紛々たれども、其の是非みる眼目に在りて、分明に辯知せざる事あり、其主意、五竺の分界、および今古の地名を照し、諸處方位を辨知せしむるに有り、彼の諸説紛々たるも、此の實測に由りて一定せしむ、世間僧俗の惑を解に足あむか、

又意ふに、世間の僧俗、おほく天竺を知りて、莫臥兒を知らず、恒河を知りて、安日河を知らざる人、卒爾に此説を聞て、疑ふも有あむか、其は佛國の方位、および其の四方遠近の地名を知らざるに依れり、若よく其れを知らば、今論する所を一讀して、諒察すべきあり、

さて近世輿地圖を製するに、圖面に經緯線を施し、北極出地を傍書す、舊圖に比するに、精密と云べし、然れども、經緯共に、直線に爲して、棋枰の卦を爲すは、里數に量るとき、遠近大差を生ずる故に、此、圖は極高に隨ひて、經度廣狹を爲せり、故に圖面の南北は、實の南北に非ず、緯線に準じて、斜に見る所、これ正南北なり、東西は、緯度に廣狹なき故に、經度を直線にす、故に圖面の正東西は、すまはち實の正東西なり、

是も地球の圓體に従ふときは、經線を直に圖すべからずと云へども、地理の實測に害なき故に、姑く製圖の便利に従へり、

さて東は唐土より、西は波斯に至る、北は胡國より南は、應帝亞の地端に至りて、一圖面にして、佛國の方角、また遠近里數を量り、五天竺の分界を知らしむ、と言へり、此の圖この説共に、いと宜しければ、其の儘に採りて、猶今己が著はす書に、用ある地名をも、西域記を始め、他書にも採り、里數を量りて載せるあり、

また彼の考證に、圖四あり、其一是全圖なり、二三四は、全圖狭小にして、詳にし難き故に、夏至線より北を分て、二つの圖とし、夏至線より南を分て、一圖とせる物にて、共に四圖あり、然れども此に、四圖みを舉むこと、所狭き事あれば、其三圖ある地名をも、皆此の一圖に記せり、また其考證は、本書數十葉の細字にて、最も精しきを、其また此には所狭くて、己が意に、要と思ふ所のみを撫ひて、綴り記せれば、自然に己が文風にありて、中には撰者の意に應さる事も有るむか、其はせむすべなし、左にも右にも、此に載せるは、畧記なれば、委くは本書に就て見るべし、

さて此の圖説の如ければ、本文に五印度の周廻を、九萬里と云ひ、三垂、大海と云へる説、共に信するに足らず、斯て五印度の中に、南のみぞ、今に應帝亞てふ古名を存せり、此の國今は、——と云國より治むる由、増譯采覽異言に見たり、
○北背雪山と云こと、圖を觀て知べし、

あは此の山の事、また阿耨達池の事は、第四品の第二節に委く云ふを見べし、さて本文に、北廣南狹と云へるは、合へれど、形如半月、はいさゝか物遠し、また區分七千餘國とあるは、朝夷氏の説の如く、狹き一所をも、國と計へたる員數と見ゆ、
ろはなほ第四品に註ふ説をも、合せ考へて辨ふべし、

時特暑熱地多、泉濕とは、輿地圖に據りて考ふるに、此の國は、北極出地、七八度より、廿七八度の間に在りて、赤道の下に當り、既に南印度——の邊は、日の其下に當りて、眞晝には、表を立るに影あしと、曆象編にも云へるが如く、あれば、暑熱の酷しきこと知べし、西域記に、國々の人の状を云とて、顔色黧黑と云ふこと、多かるは、暑熱強き故に、自然に顔色の黒きあり、

或説に、俗に色黒き人を、クロンボと云は、崑崙ぼと云ふ語にて、崑崙國よりあまた天竺の人は、色黒きを崑崙人の、連來ること有より云へる語あるが、黒むぼと云こと、あるありと云へり、然も有なむか、

地多、泉濕は、暑熱の酷しき地は、自然に濕氣の多かる理は、誰も知り、北乃と云より以下は、文義聞ねたる儘あれば、共に説を下さす、

五天竺圖

邑里閭閻方城廣峙街衢巷陌曲徑槃紆園闌當塗旗亭夾路屠鈎倡優魁膾除糞旌厥宅居斥之邑外行里往來僻于路左至于宅居之製垣郭之作地勢卑濕城多疊博暨諸牆壁或編竹木室宇臺觀板屋平頭塹以石灰覆以甌塹諸異崇構製同中夏苦茅苦草或甌或板壁以石灰爲飾地塗牛糞爲淨時華敬布斯其異也

此は邑里城郭家居の有趣にて文義ともに聞ゆれば註に及ばず但し地に牛糞を塗り時華を散布と云こと華はさる事なれど牛糞を塗るは信に異あり案ふにこは婆羅門の末派より尼捷子外道と云をはじめ次々に異行を立る者ども甚多く出来し中に苦行外道と云も有りて最穢き法を行へるが有しかば其の徒の爲始たる事の習ひと成れるあるべし

其は儀軌どもに蜜酥酪牛尿牛糞を五淨と稱して本尊たよび壇場などを淨むるに塗ことこの多く見ゆるは決めて苦行外道の法ならむと所思ゆればあり其の原は牛糞の照日にあたりては彼麝香といふ物の香するを愛たるが本にて其尿をも酥酪をも用ふるにや有らむ牛の中にも黄牛を別に愛て其糞を上品とする由なるは黄牛の糞は殊に麝香の香つよき物ある故の事にや有らむ

華草菓木雜種異名所謂菴沒羅果菴彌羅果末杜迦果跋達羅果却北他果阿末羅果鎮杜迦果烏曇跋羅果茂遮果那利薊荊果般棧娑果凡厥此類難以備載見珍人世者略舉言焉至於棗栗稗柿印度無聞梨柰桃杏蒲萄等果迦濕彌羅國已來往々間植石榴甘橘諸國皆樹土宜所出稻麥尤多蔬菜則有薑芥苽瓠葷阨菜等葱蒜雖少噉食亦稀家有食者驅令出郭至於乳酪膏酥沙糖石蜜芥子油諸餅炒常所膳也魚羊羴鹿時薦肴截牛驢象馬豕犬狐狼師子猴猿凡此毛群例無味噉啖者鄙恥衆所穢惡屏居郭外希迹人間其酒醴差滋味流別蒲萄甘蔗剎帝利飲也麴蘖醇醪吠奢等飲也沙門婆羅門飲蒲萄甘蔗漿非酒醴之謂也雜姓卑族無所流別然其資用器巧質有殊什物之具隨時無闕雖釜鑊斯用而炊甑莫知多器杯土少用赤銅食以一器衆味相調手指斟酌略無匙箸至於老病乃用銅匙

寄歸内法傳に五天之地界分綿邈大略而言東西南北各四百餘驛除其邊裔雖非盡能目擊故可詳而問知所有噉嚼奇巧非一北方足麵西方豐穀摩揭陀國麵少采多南裔東睡與摩揭陀一類酥油乳酪在處皆有餅果之屬難可勝數俗人之流腫脰尙寡諸國並多梗米粟少黍無有甘瓜豐蔗芋之葵菜足蔓菁然子有黑白比來譯爲芥子壓油充食諸國咸然又五天之人不食諸畜及生菜之屬由此人無腹痛之患腸胃和輒亡堅強之患矣ともあり併考ふべし毛群を噉ふを穢とし噉へる者は恥て郭外に屏居する由あるは西戎の國に勝りて殊勝なり

但し羊麋鹿をば噉ふ由あるは何なる事にか知りがたし近き頃は皇國にしてさる末國にも若ざる人の年ごとに多くありて西戎人風に獸肉を食ふを穢としも知らざるは悲しき事あり此穢の事は古史傳に悉く註せるを見べしさて一器に衆味を相調へ手指にて斟酌することは諸蕃に多く印度に限らぬ事ありと鄙しく益けき態あり無匙箸と云こと内法傳にも西方食法用右手必有病故開匙者匙其筋則五天所不聞四部亦未見而獨東夏共有此事俗徒自是舊法僧侶隨情用否筋既不聽不遮即是當乎器教用時衆無譏議東夏即可行焉若執信有嗜嫌西土元不合捉畧教之旨斯其事也と見わたり

潔清自守非矯其志凡有饌食必先盥洗殘宿不再食器不傳瓦木之器經用必棄金銀銅鐵每加摩瑩饌食既訖嚼揚枝而爲淨澡漱未終無相執觸每有溲溺必事澡濯身塗諸香所謂栴檀鬱金也君王將浴鼓奏絃歌祭祀拜祠沐浴盥洗

寄歸内法傳に餐分淨觸と云ふ條に凡西方道俗噉食之法淨觸事殊既餐一口即皆成觸所受之器無宜重將置在傍邊待了同棄所有殘食與應食者食之若更重收斯定不可無問貴賤法皆同爾此乃天儀非獨人事

此乃天儀非獨人事と云へるは切利天より傳へたる儀ある由なり故非人事と云へるあり此の事のみならず印度國に正義と見ゆる事ともは總て天儀と聞ゆること深き由あることあり其由は次品の末に言ふを見べし西戎の國にて一几一器に主客互に匙また箸をさし入れ食するとは異りてよくも皇國の風儀に似たりけり

諸論云不嚼揚枝使利不洗食無淨觸將以爲鄙豈有器已成觸還將益送所有殘食却收入厨餘飯即覆寫釜中長膳乃反歸館内美菜明朝更食飯果後日仍餐持律者須識分

強流漫者雷同一槩凡受齋供及餘飲噉既其入口身即成觸要將淨水漱口之後方得觸著餘人及餘淨食若未深漱觸他並成不淨其被觸人皆須淨漱若觸著狗犬亦須深漱其嘗食人應在一邊嘗訖洗手漱口並洗嘗食器方觸鉢釜若不爾者所作祈請及爲禁術並無効驗縱陳饗祭神祇不受

此れまで謂ゆる諸論の文なり然して此の諸論と云へるは決めて梵志の學ぶ吠陀論ありそは次卷に註を見べし

五天之地云與諸國有別異者以此淨觸爲初基耳昔北方胡人至西國以便利不洗餘食內盆時食叢坐互相定觸不避猪犬不嚼齒木遂成譏議故行法者極須存意然東夏食無觸淨其來久矣雖聞此說多未體儀と云ひ

東夏とは西戎の國をいへり食に觸と淨との別なきこと彼の國の風俗を記せる書どもを見て知べし

食訖りて揚枝を嚼こと同書に食罷去穢と云ふ條に食罷之時手必淨洗口嚼齒木就牙刮舌務令清潔餘津若在即不成齋然後以其豆屑或時將土水熬成泥拭其唇吻令無膩氣云々とあり

さて下文に牛糞を手に摺りて淨むる由言あれど其は記し出す

また食に盥漱又畢行香泥如梧子許指手令使香潔次行檳榔豆蔻以丁香龍腦咀嚼能令口香亦乃消食去穢とも見たり此の齒木の事は朝嚼齒木といふ條に毎日且朝須嚼齒木指齒刮舌務令如法盥漱清淨方行敬禮若其不然受禮禮他悉皆得罪其齒木者梵云憚哆家瑟託

憚哆譯之

便利の後に洗ふこと今も印度に其の風俗遺れる由聞ゆるは殊勝なる事あり心有む人は效ふべき事にこそ

此の風俗の遺れる事は云々

衣裳服玩無所裁製貴鮮白輕雜彩男則繞腰絡腋橫巾右袒女乃襜衣下垂通肩總覆頂爲小髻餘髮垂下或有剪髻別爲詭俗其所服者謂僑奢耶衣及氎布等僑奢耶者野蠶絲也葛摩衣菘麻之類也領領鉢衣織細羊毛也褐刺縞衣織野獸毛也細奕可得絹績故以見珍而充服用其北印度風土寒烈短製窄褊衣頗同胡服

衣服に鮮白の物を貴ぶこと寄歸内法傳にも西方俗侶官人貴勝所著衣服唯有白氎

一雙貧賤之流、只有、一布既無腰帶、亦不裁縫、直是闊布兩尋、繞腰、下抹と見ゆ、
なほ委しくは、本書に、就て見るべし、
華鬘は、華嚴經、音義に、梵言摩羅、此譯云鬘、案西域結鬘師多、用蘇摩那花、行列結之、以爲
條貫、無間、男女貴賤、皆此莊嚴、或首或身、以爲飾好、則諸經中有天鬘、寶鬘、花鬘、市等、同其
事也、

阿毘曇心論、また四分律の音義も同じ、

大般若經、音義に、案花鬘者、西國人嚴身之具也、梵語云、磨羅、此譯爲華鬘、五天俗法、取草
木、時花、羣濬成彩、以線貫穿、結爲花鬘、不問貴賤、莊嚴身首、以爲飾好とあり、また身に纏
絡環釧などを佩くことも、共に神國の古へに似たるは、由緒ある事なり、
其は、下に註ふを見て知べし、

刹帝利、婆羅門、清素居、簡潔、白儉約、國王大臣服玩、良異華鬘、寶冠、以爲
首飾、環、纏、絡、而作身佩、其有富商大賈、唯訓而已、人多、徒跣、少有所履、
染其牙齒、或赤、或黑、齊髮、穿耳、修鼻、大眼、斯其貌也、

刹帝利と婆羅門とは、其の服玩同じき故に、共に擧たりと見ゆ、是を以て、謂ゆる諸外

道とは殊なる事知べし、清素居、簡潔、白儉約とは、然しも仰山ある飾を好まず、清潔あ
る服玩を用ふる事と聞えたり、環釧また纏絡を飾とする事は、皇國の古へに合へる
こと既に云へり、

但し、富商大賈は、釧のみ飾とすれど、寶冠は著ざると見わたり、
さて人多徒跣と云より下は、印度人のあべての風俗を云へり、寄歸内法傳にも、西方
不著鞋履之屬とあり、

また對尊儀と云條にも、若對形像、及近尊師、除病則徒跣、是儀無容、靴、著鞋履、若寒
國、聽著短靴、諸餘履屣、隨處應用ともあり、此は比丘の儀狀を云へるあれど、履に鞋
を著ることは、許さるるあり、

阿含經を察るに、佛祖また比丘等が、乞食して歸れる事、また他家に往たる事、多
く見ゆるに、毎も足を洗ふと云ことの有るは、徒跣あればなり、
偕こそ佛像に、鞋履の屬を著たるは、見わざるあり、

さて耳を穿ちて、耳瑠といふ物を懸ること、最も卑陋しき風俗なるは、案ふに此は彼
の外道の族より始めて、遂に國風と成れるにや、然にても、諸天に、耳瑠の事の見ゆる
は、不審なり、

此は早く佛祖の時の風俗をもて諸天にも及ぼし説るにも有べし、凡遭疾病絶粒七日斯限之中多有痊愈必未瘳差方乃餌藥藥之性類名種不同醫之工伎占候有異終沒臨喪哀號相泣裂裳拔髮拍額推胃服制無聞喪期無數。

疾病に遭て食粒を絶こと凡て醫療の趣は寄歸内法傳に大畧見わて下に引が如し、喪期無數と云へるは唐土にて喪に期を立たるに對へて印度の風を言ひ著せりと聞ゆ寔は期のあきど追遠の真情ありける、

送終殯葬其儀有三一日火葬積薪焚燎二日水葬沈流漂散三日野葬棄林飼獸國王殂落先立嗣君以主喪祭以定上下生立德號死無議諡

三葬ともに最も鄙しく眞の道に叶ざる惡風俗あり、

但し此事は古人往々既に辨へたれば今更に言はず、

さて野葬をまた風葬とも云ひ是に土葬を加へて四大の葬法と云よし後の佛籍とにも見わたり、

喪禍之家人莫就食殯葬之後復常無諱諸有送死以爲不潔咸於郭外

浴而後入。

此も眞の道に叶ひ漢を效ふ俗學者どもには優りて殊勝ある所行なり、

年耆壽耄死期將至嬰累沈痾願棄人間親故知友奏樂餞會泛舟鼓棹濟流伽河中流自溺謂得生天十有其一未盡鄙見出家僧衆制無號哭父母亡喪誦念酬恩追遠慎終寔資冥福。

此等の所爲は梵志の教に出たる事とは思はれず彼謂ゆる苦行外道の鄙見にぞ有べし、

君王奕世唯刹帝利篡弒時起異姓稱尊國之戰士子父傳業遂窮兵術居即宮廬周衛征則奮旅前鋒凡有四兵步馬車象象則被以堅甲牙施利距一將安乘授其節度兩卒左右爲之駕馭車乃駕以駟馬兵師居乘列卒周衛扶輪挾轂馬軍散禦逐北奔命步軍輕捍敢勇充選負大摑執長戟或持刀劍前奮行陳凡諸戎器莫不鋒銳所謂矛楯弓矢刀劍鉞斧戈爰長稍輪索之屬皆世習矣。

諸國を領居る刹帝利どもの懿逆なること増一阿含六重品に生漏梵志問佛言刹利意何所求佛言常好鬪訟多諸技術好喜作務所作要究竟終不中休又問言國王何所求佛言王意所欲得國故意在兵杖貪著財寶と見え力品に國王以僑慢爲力以此豪勢而自陳説とも有を見て知られ同經衆生居品に比丘等が乞食すべき國の事を談ふ所に摩竭國阿闍世在彼治化主行非法又殺父王拘留沙國惡生王於彼土治化極爲凶弊無有慈仁人民熾暴好喜鬪訟舍衛國波斯匿王主行非法犯聖律教誡比丘尼得阿羅漢十二年中閉在宮内與共交通と云ひて此國々に於て乞食すまじと談れる事もあり此は佛祖の言に建立善本波斯匿王得無根善信起歡喜心阿闍世王など譽たる王等あるに其惡逆かくの如く彼名高き阿育王と云しも愚痴の極ある惡王ありけり皇國の古人は始く置て佛國また西戎の國にて甚異に佛法を信じたる倫を見通すに愚人は更なり陰惡ある人の心臆せるが多かるは其は謂ゆる五逆十惡を犯せるも三寶を信すれば地獄の罪を免ると云ふ佛祖の説を頼みてあり此の事ある第一品蘇我の馬子が始めて佛を信したる所に委く云べし

築弒時に起りと云ふこと觀經に劫初已來有諸惡王貪國位故殺害其父一萬八千と有にても知べく王さへに斯在は況て臣として君を殺せる者の多有けむこと准へ

て想ふべし故異姓にて尊を稱するもありしなり

本書に諸國の事を記せる所に其の王を或は婆羅門種也と云ひ或は吠舍種也といひ或は成陀羅種也と判れる國々も多かるは此の故にぞ有りける

さて國の戰士と云より以下は文義よく通じ殊に此には然しも用なく唯一通り心得て在べき事ともある故に註を下さず

政教既寬機務亦簡戸不籍書人無徭課王田之内大分爲四一充國用一祭祀粢盛二以封建輔佐宰臣三賞聰叡碩學高才四樹福田給諸異道

所以賦歛輕薄徭稅儉省各安世業俱佃口分假種王田六稅其一官僚各有分地自食封邑風壤既別地利亦殊

國民を治むる有西戎國などよりは甚く寛容にして大旨は皇國の御制度に似たり其由を巨細に言ひは此に專とあき事あれば漏しつ想ふに本は梵志の教へ立たる法度なるべし

夫其俗也性雖狷急志甚貞質於賊無苟得於義有餘讓懼冥運之罪輕生事之業詭譎不行盟誓爲信政教尙質風俗猶和凶悖群小時虧國憲

謀危君上事跡彰明則常幽圜無所刑戮任其生死不齒人倫犯傷禮義悖逆忠孝則劓鼻截耳斷手別足或驅出國或放荒裔自餘咎犯輪賊贖罪理獄占辭不加荆朴隨問款對據事平科拒違所犯恥過飾非欲窮情實事須案者凡有四條水火稱毒。

鼻を別き耳を截り手足を断るも、印度の刑の極みと聞ゆるは、是れまた寛容ある律なり、國より驅出し、遠く放流し、或、贖の財を出さしむるも、皇國の御制に似たり、

内法傳に、西國極刑之儀、塗其體、驅擯野外、不慮人流、徐去穢之、徒、行擊杖、自異若誤、衝著即連衣遍洗、

また水則罪人與石、盛以連囊沈之、深流投其真偽、人沈石浮則有犯人、浮石沈則無隱、火乃燒鐵鍊、罪人踞上、復使足蹈、既遣、掌案又令舌舐、虛無所損、實有所傷、懦弱之人不堪、炎熾捧未開、華散之、向焰、虛則華發、實則華焦、稱則人石平、衡輕重、以取驗、虛則人低、石舉、實則石重、人輕、毒則以一、殺羊、剖其右、髀、隨被、訟、人所食、之分、雜諸毒藥、置、剖、髀、中、實、則毒發而死、虛、則毒歇、而、酥、舉、是、四、條、以、防、百、非、之、路、とあり、情實を究むる四條の中に、燒鍊をもて云々する事は、我が探湯に似たり、

皇國にも斧を燒て、其を掌に受しめ、情實を究たる事も、近き世まで、往々有し事と

聞わて、物にも見えたり、

其餘の事ども、甚く古意に背けりと思ふ事のなきは、刑法もまた西戎國には勝りて所思るあり、

致敬之式、其儀九等、一發言慰問、二俯首示敬、三舉手高揖、四合掌平拱、五屈膝、六長跪、七手膝踞地、八五輪俱屈、九五體投地、凡斯九等、極唯一拜、跪而讚德、調之盡敬、遠則稽顙拜手、近則舐足摩踵、致詞受命、裳裳長跪、尊賢受拜、必有慰辭、或摩其頂、或拊其背、善言誨導、以示親厚、出家沙門、既受敬禮、唯加善願、無止跪拜、隨所宗事、多有旋繞、或唯一周、或復三市、宿心別請、數則從欲、

百論疏に、禮有三種、一者下禮、所謂揖也、二者中禮、四支着地、頂不戴足、三者上禮、一身之中、頭尊足卑、今以己之尊、禮彼之卑、蓋是敬情之至とも見ゆ、九等の敬式、文よく聞えたり、然にても足を舐る式は、いと益けし、沙門の敬禮の狀は、佛經ごとに見わて、人普く知れり、宿心別請とは、宿夜に思ひて、其家に請する由にて、數請ふ時は、其請に従りて、其人がり往を云ふ、下の品々に見たるが如し、

近くは、釋氏要覽の禮數篇を見ても知へし。

敷量之稱謂踰繕那。

舊曰由旬又曰踰闍那又曰由延皆訛畧也。

踰繕那者自古聖王一日軍行也。舊傳一踰繕那四十里矣。印度國俗乃三十里。聖教所載唯十六里。

翻譯名義集に踰繕那此云限量とあり舊傳云々とは大論に由旬三別大者八十里中者六十里下者四十里謂中邊山川不同故行里不等とある下者四十里と云へるを採て云ふなるべし。○印度の國俗云々は玄奘法師が渡れる當時の國俗には三十里を踰繕那と云へる由あり。○聖教所載云々とは佛經ごもに踰繕那とあるは唯十六里の事と云るあり。

さて其の一里と云は唐土の六町一里なれば十六里は九十六町なり。皇國の三十六町一里を以て云ふときは二里二十四町あり然れども其は謂ゆる踰繕那の異説を擧たるにて正量にあらず。次節の量を以て正と爲へし。

窮微之數分一踰繕那爲八拘廬舍。拘廬舍者謂大牛鳴聲所極聞稱拘

廬舍分一拘廬舍爲五百弓分一弓爲四肘分一肘爲二十四指分一指節爲七宿麥乃至蝨蟻隙塵牛毛羊毛兔毫銅水次第七分以至細塵細塵七分爲極細塵極細塵者不可復梳析即歸空故曰極微也。

二十四指並べたるを一肘とし。

大抵皇國の一尺二寸に當るべし。

四肘を一弓とし、(皇國の四尺八寸に當る)

五百弓を一拘廬舍とし。

皇國の二百四十丈に當る。

八拘廬舍を一踰繕那と爲る由あり然れば一踰繕那は皇國の千九百二十丈に當りて六十間一町を三十六町合せたる里數に積れば一里十七町二十間に當るあり。下なる品々に由旬といひ踰繕那とあるは皆是に倣ふべし。

日月次舍稱謂雖殊時候無異隨其星建以標月名時極短者謂刹那也。百二十刹那爲一咀刹那六十咀刹那爲一臘縛三十臘縛爲一牟呼栗多五牟呼栗多爲一時六時合成一日一夜夜三晝三居俗日夜分爲八

時晝四夜四於一一時各有四分。

俱舍論に時之極少名刹那壯士一彈指頃とあり○刹那は名義集に翻一瞬と云へり然れば六十瞬の間を一臘縛とし千八百瞬の間を一牟呼栗多とし九千瞬の頃を一時と爲し、

五牟呼栗多を名義集には五十牟呼栗多とあり誰か是なることを知らず、

此の六時を晝夜に分て一日一夜と爲す由あり○居俗云々とは俗間の者どもは本來の定めに違ひて如此も定むる由なるべし、

月盈至滿謂之白分月虧至晦謂之黑分黑分或十四日十五日日月有小大故也。黑前白後合爲一月六月合爲一行日遊在內北行也日遊在外南行也。總此二行合爲一歲又分一歲以爲六時正月十六日至三月十五日漸熱也三月十六日至五月十五日盛熱也五月十六日至七月十五日雨時也七月十六日至九月十五日茂時也九月十六日至十一月十五日漸寒也十一月十六日至正月十五日盛寒也。

文よく聞ゆれば註と下さず、

如來聖教歲爲三時正月十六日至五月十五日熱時也五月十六日至九月十五日雨時也九月十六日至正月十五日寒時也。

上件數量をいふ事も聖教所載云々といひ此にも如此云るを思ふに佛祖の意と凡て此の類の事までを世間の例とは違ひて殊更に法を立て人の面向たる物と見たり、

さる心ばへの事ども往々見たり其は因有らむ所に次々註ふべし、
文は聞えたるが如し、

或爲四時春夏秋冬也。春三月謂制咀邇月。吠舍佉月。逝瑟叱月。當此從正月十六日至四月十五日。夏三月謂頰沙茶月。室羅伐拏月。婆達羅鉢陀月。當此從四月十六日至七月十五日。秋三月謂頰濕縛庫廋月。迦刺底迦月。未伽始羅月。當此從七月十六日至十月十五日。冬三月謂報沙月。磨祛月。頗勒蜜拏月。當此從十月十六日至正月十五日。

報沙月を西域記には月の字を落し名義集には沙の字を脱せり今校合て載せりなほ本書を引見て云べし、

印度藏志卷之二稿

○印度國俗品中第二

族姓殊者有四流焉。一曰婆羅門淨行也。守道居貞潔白其操。二曰刹帝利王種也。奕世君臨仁恕爲志。

刹帝利舊曰刹利畧也。

三曰吠奢商賈也。賈遷有無逐利遠近。

吠奢舊曰毘舍訛也。

四曰戍陀羅農人也。肆力疇墾動身稼穡。

戍陀羅舊曰首陀訛也。

凡茲四姓清濁殊流婚娶通親飛伏異路內外宗枝姻媾不雜婦人一嫁終無再醮自餘雜姓寔繁種族各隨類聚難以詳載。

族姓の四流とは印度に謂ゆる四姓を云ふなり。○一曰婆羅門云々此は初品に既に註へれば今更に云はず。○二曰刹帝利云々金光明最勝王經音義に刹帝利梵語也此

譯爲田主上古以來王族貴種亦習四圍陀論博聞強記其中有貌勝福者衆立爲王也。○

また六波羅密多經音義に刹帝利者彼國王種也。福智勝者衆舉爲王。大涅槃經音義に刹利或云刹帝利劫初以來帝王貴種此云田主。大般若經音義に刹帝利刹音察以音梵音歷代王種也。其中有福德智慧過於衆人者共立爲王。因以爲氏也。雜阿毘曇心論音義に刹利此譯云土田主也。謂王族貴種是也。なご見たり。彼此合せ見て其の趣を知るべし。

亦習四圍陀論と云へるは此論を習行すること。婆羅門種の世業あるを刹利種も彼世業を習ふ故に亦とは言へり。○三曰吠舍云々は此も同じ音義に薛舍亦是梵語此即商主也。雖有大福富有珍財不能通達典憤貨遷逐利爲業爲多蓄積之故。王呂保惜或賜邑封爲長者也とあり。

また大涅槃經音義に毘舍賣賈求利販易之人也。大般若經音義に吠舍古云毘舍訛也。皆巨富多財通於高貴或資族博貨涉歷異邦蓄積資財家藏珍寶或稱長者或封邑號者也。雜阿毘曇心論音義に毘舍正言吠舍此云坐坐謂坐賈也。案天竺土俗多重資貨此營求積財巨億坐而出納故以名焉。なご見ゆ合せ見て其の趣を知るべし。

○四曰、成陀羅云々は、大般若經、音義に、成陀羅古曰首陀、略不正也、此、姓之徒務、田業、耕墾、播植、賦稅、王臣、多爲、民庶、並是、農夫、寡於、學識、四姓之中、之居、下等也とあり、

また大涅槃經、音義に、首陀、下姓、王、役、田夫、之類也、雜阿毘曇心論、音義に、首陀、應言、成陀羅、謂、田農官學者也、あご見ゆ、合せ考ふべし、○私志紀に、毘舍、此、云、商賈、亦翻爲、居士、居、者、積也、居、積、財、貨、故、也、首陀、此、云、農、業、播、植、五、穀、之、種、姓、也、亦、云、細、民、以、其、事、業、細、碎、卑、下、故、也、とも有り、また首陀を増一、雜二阿含には、長者と譯し、長中二阿含には、工師と譯せり、案ふに此は首陀種の中には、農業を事とする者、また工巧を業とする者なども有が故に、かく云るにや、長者と云は、吠舍をのみ云ふ語かと思ふに、首陀をも然言ふは、中に富有あるを云なるべし、其は阿含中に婆羅門を富めるをば、長者と云ることも見ゆればあり、斯て居士と云は、吠舍に限る事と聞へて、他姓に云ふことは見ず、

さて本文西域記に、かく四姓の次第を載せる事は、立辨法師が、彼、國へ渡れる當時の有趣をもて、記せりと見ゆるに就て論あり、其は此の四姓のこと、長阿含世記經の佛說にては、却初に無量の人種、化生せるが中の一人を、衆人勸めて民主と爲たる、是れ刹利種の始なる由を説畢たる次に、爾時有一衆生念言、世間所有、家屬万物、皆爲、毒

刺、獨、在、山、林、閑、靜、修、道、即、遠、離、家、入、於、山、林、樹、下、思、惟、衆、人、見、已、恭、敬、供、養、稱、善、哉、此、人、能、捨、家、居、獨、處、山、林、寂、然、修、禪、離、衆、惡、因、是、世、間、稱、曰、婆、羅、門、是、故、有、婆、羅、門、種、也、彼、衆、生、中、習、種、々、業、以、自、營、生、多、積、財、寶、名、爲、居、士、是、故、世、間、有、居、士、種、彼、衆、生、中、有、機、巧、人、多、所、造、作、以、自、生、活、是、首、陀、羅、工、巧、始、也、於、是、世、間、有、四、種、名、也、と説たり、

文はいたく切めて引たれば、委くは本經を見べし、但し此經に、吠舍を居士と譯し、成陀羅をば、工巧と譯せり、

此の佛說に、居士を第三とし、首陀羅を第四とせるには難無れど、刹利種を第一とし、婆羅門を第二として、其起を説ることは、佛祖が經說にて、實には婆羅門種を第一なりける、

凡て經論疏ごもに、刹帝利を第一に擧たるは、現在ある事實を捨て、佛祖がこの經說を取れるあれば、盡く非なり、上に引く經々の音義にも、金光明經、雜阿毘曇心論の音義は、婆羅門を第一に擧て、これ眞面目あるを、其餘の音義ごもは、刹利を第一と爲たるは、右の經說を受たるなり、後の物ながら、大藏三藏の二法數に、本文と同じく、刹利を第二に擧たるは、古へを知れりと云べし、

然るは、此種姓の最勝最貴なる由は、初品に數多の籍を引て、精しく説辨へたる如く

なるを猶茲にも言はい、善見律に、常修淨行、博學多聞高貴人也、大涅槃經、音義に婆羅門、謂淨行、高貴捨惡法之人、博學多聞者也、など見え、上にも引りし、唐の義淨三藏が、寄歸内法傳に、五天之地、皆以婆羅門爲貴勝、凡有座席、並不與餘三姓同行、自外、雜類故、宜遠矣、と言ひ、

文の意は、五天竺中には、悉く婆羅門を最貴最勝の種俗として、座席に會集する事ある時も、刹利、吠舍、首陀の三姓と、同席同行さへにせず、中にも刹利は、王種あるすら、如此なれば、況て三姓の外ある、雜姓の類族どもは、遠ざかりて、近よること能はずと云へるなり、また西域記に、摩竭陀國の處に、伽耶城、甚險固、少居人、唯婆羅門有千餘家、大仙人之祚胤也、王所不臣、衆咸崇敬、といふ事もあり、

上に擧る本文にも、印度種族、婆羅門特爲清貴と云へるをや、立弊義淨ともに、甚く佛祖に心酔せる徒あれば、若し信に佛説の如く、刹利第一あらむには、彼處に渡りて、親しく見聞せる二人が、右の如く記さむ物かは、

また佛説の如くは、殊に國號にも負まじき物をや、熱々思ふべし、さて初品に引たる籍等に、梵志らが説に、其先祖梵天の口より、生出せりと云ことを、佛祖は詐なりと言へれど、上古には然る例いか程もあり、既に其の身も、母が右脇の

謹告

印度藏志去る三月中第一
輯出版仕候筈の處稿正其
他準備の爲め大に遅延第
卅八ページに入るべき印
度地圖の如きも間に合兼
候間次輯に附録として出
版致候に付此段御承知相
蒙り度願上候也

大日本慈善協會

出版部

明治卅九年四月一日印刷
明治卅九年四月七日發行

東京市小石川區江戸川町十四番地

發行人 宮井 鐘次郎

全

發行所 大日本慈善協會

全

印刷所 大日本慈善協會活版部

2F-46

6
7

印度蔵志

第1輯

平田篤胤

国立国会図書館

014733-000-5

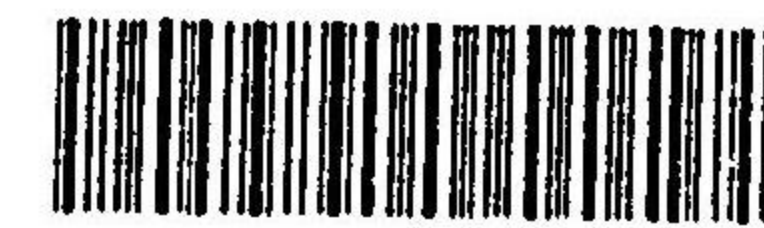
特16-977

印度蔵志 第1輯

平田 篤胤/著

M39

ABC-0021



9